主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人北島義三郎の上告趣意は、事実誤認又は量刑不当の主張であつて刑訴四〇 五条の上告理由に当らない。(なお第一審判決は所論の知情の事実を被告人の自白 の外第一審証人Aの供述その他によつて認定しているのであるから刑訴三一九条違 反の非難は当らない。)また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認め られない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎